

地域主権型社会のモデル構想（案） ～北海道の未来と道州制について議論していただくために～ 【概要版】

平成18年3月 北海道

第1章 北海道を取り巻く環境

1 北海道の現状及びこれから迎える状況

- 現在、北海道では人口減少や高齢化が急速に進んでおり、また、国や道、市町村の財政状況は危機的な状況にあります。こうした状況においても、活力があり、安全・安心な暮らしができる北海道とするためには、中央集権型の日本の仕組みを変え、地域のことは地域が決めることができる地域主権型社会を実現することが必要と考えます。そのための自治の仕組みが道州制です。

2 地方分権に関する全国及び北海道の動き

- 平成12年に地方分権一括法が施行され、また、三位一体改革も行われるなど、近年、地方分権の動きは急速な高まりを見せています。さらに、平成18年2月には、第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を出しました。
- 北海道においても、平成12年に道州制に関する検討を開始し、これまで、「分権型社会のモデル構想」や「道州制プログラム」などを策定し、道の考え方を発信してきました。

第2章 北海道が目指す地域主権型社会

1 目指す地域主権型社会の姿

- 個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会が目指す地域主権型社会です。そして、一人一人の個性が地域を形づくり、個性的な地域が集まって日本をつくる、パッチワークのような社会を実現したいと考えています。

2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち — 道州制 —

- 北海道の考える道州制は、広域自治体のあり方だけでなく、国や基礎自治体、地域コミュニティ等のあり方も含めた地域主権型社会にふさわしい自治のかたち全体として考えています。

- 日本の基本的な自治の構造を市町村（基礎自治体）－道州（広域自治体）－国の3層制に変えるとともに、国から道州及び市町村に大幅に権限・財源を移譲することが必要と考えます。そのときには、道州よりも、より住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限を担うことができるようになることが重要と考えます。

（１）市町村、道州、国の役割分担

- ①市町村（基礎自治体）：地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供します。
- ②道州（広域自治体）：基礎自治体である市町村を補完する行政主体として、全道的に展開すべき事務として、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。
- ③国：外交や安全保障など国家として本来果たすべきことに役割を限定します。

（２）市町村、道州の権限

- 道州制の制度設計に当たっては、市町村や道州が、単なる執行権限ではなく、制度の企画立案権限を持ってその役割を担うことが不可欠と考えます。

（３）市町村・道州の税財政制度

- 地域主権型の税財政制度としては、地方自治体が、その役割分担に見合った財源をすべて地方税でまかなうことが理想ですが、税源の偏在などもあるため、各地方自治体が標準的な水準の行政が行える総額を確保した上で、その用途は各地方自治体の自由とするべきと考えます。そのためには、税源の偏在度が小さい消費税等を道州や市町村の税とし、さらに、財源が不足する地方自治体には、必要な財源保障・財政調整を実施する必要があると考えます。

（４）市町村・道州の組織

- 市町村や道州の首長や議会議員は、住民による選挙で選ばれることが必要です。
- 道州制の下での北海道の市町村の姿としては、人口規模としては5万人から10万人程度、区域としては、第2次保健医療福祉圏（21区域）が一つのイメージとして考えられます。
- 北海道は1つの区域として1つの道州となることが望ましいと考えます。

(5) 地域コミュニティや住民自治

- 地域主権型社会は、地方自治体のみが強化されれば実現できるものではなく、住民自身の主体的な活動や支え合いを実現する地域コミュニティをいかに活発化していくかということが重要な課題の一つと考えられます。
- 住民主体のまちづくりを進め、地域コミュニティを活発化するための有効な仕組みの一つとして地域自治区が考えられます。

3 地域主権型社会における北海道の姿

- 北海道は、広大な土地、恵まれた自然、豊かな資源など大きな潜在力を備えています。この潜在力を活かした一次産業や観光、ITやバイオ、新エネルギーや環境リサイクル分野などが、今後の北海道を支えていく産業として期待されています。
- 北海道の将来像は、道庁だけでつくるものではなく、道民の皆さんと、ともに描き、ともに作り上げていくものです。今後も道民の皆さんとともに、チャレンジ精神を持って、個性あふれる活気にみちた北海道の実現に取り組んでいきたいと考えています。

第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

1 道州制特区

- 道州制特区は、道州制を展望して、国から道や市町村への権限移譲、規制緩和等を先行的、モデル的に積み重ね、北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実や経済の活性化等につなげることにより、地域が権限や裁量をもって行政を行うことのメリットを道民や国民の方々に実感してもらおうという取組です。
- 北海道では、平成16年度に道州制特区に向けた提案を国に対して行いましたが、それに対する回答は、権限移譲について否定的な回答が多く、なお道の提案とは乖離があることから、引き続き提案事項の実現を求めるとともに、道州制特区の制度的裏付けとなる北海道道州制特区推進法を制定することを強く主張してきました。
- 現在（平成18年3月）、道の意見を踏まえた推進法案検討作業が、政府において精力的に進められているところです。

2 道から市町村への事務・権限の移譲

- 道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるために、道は、道から市町村への事務・権限の移譲を進めています。
- 道は、平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」

を策定し、17年度には55市町村に360権限を移譲することになりました。平成18年度以降も引き続き市町村と具体的な協議を進め、移譲を進めていきます。

3 市町村合併の推進

- 地方分権時代にふさわしい基礎自治体を形成するための市町村合併は、「市町村の合併の特例等に関する法律」の下で推進されており、北海道においても、同法に基づき市町村合併推進審議会を設置して、市町村の合併の推進に関する構想の策定作業を進めています。

4 支庁制度改革

- 道では総合出先機関として道内に14の支庁を設置していますが、支庁を取り巻く環境の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で支庁制度改革を実施します。
- 改革に当たっては、将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する支庁の確立に向けた改革を行います。
- 支庁の所管区域は、地域生活経済圏（6圏域）を基本に道行政の政策展開圏域として設定します。

5 道州制北海道モデル事業

- 道州制北海道モデル事業とは、北海道開発事業費として計上されている補助事業を対象として、事業区分にとらわれずに、地方の自主性・裁量性を最大限に活かした広域的な地域づくりが可能となるよう試行的に創設された事業です。

6 道民や市町村との議論

- 道では様々な機会を捉えて道州制や地域主権型社会等について道民の方々と議論や意見交換を行い、道民の皆様と一緒に考えていくことに努めています。
- そのための取組として、知事が有識者と幅広く意見交換を行う道州制推進道民会議を開催するとともに、市町村や各団体、大学等の主催する各種講演会や意見交換会等に道職員が参加し、積極的に情報発信しています。